

令和 8 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 36 号議案～第 48 号議案

令和 8 年 6 月 3 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 36 号議案	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 10 号))	1 専決書 別冊
第 37 号議案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	3
第 38 号議案	令和 8 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)	別冊
第 39 号議案	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について	10
第 40 号議案	舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例制定について	17
第 41 号議案	舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の 一部を改正する条例制定について	18
第 42 号議案	舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基 準法の制限の緩和に関する条例制定について	19
第 43 号議案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定につい て	23
第 44 号議案	舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	24
第 45 号議案	舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例制定について	25
第 46 号議案	舞鶴市立学校条例の一部を改正する条例制定について	26
第 47 号議案	舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	27
第 48 号議案	京都地方税機構規約の変更について	28

第 36 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 7 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 10 号)(専決第 2 号)

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 37 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 3 号)

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

専決第 3 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の右に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第

4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3とする。

附則第5条第2項中「、附則第4条の3の2第1項」を削る。

附則第7条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則

第 15 条第 24 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に改め、同条第 11 項及び第 12 項を削り、同条第 13 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 14 項及び第 15 項を削り、同条第 16 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条中第 20 項を第 16 項とし、第 21 項を第 17 項とする。

附則第 7 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第7条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者(以下この項)」を「特定被災共用土地納税義務者(第4号)」に改める。

附則第12条の2から第12条の6までを削る。

附則第13条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第13条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第13条の3第3項第2号、第13条の4第3項第2号、第14条第3項第2号、第15条第5項第2号、第16条第2項第2号及び第17条第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第17条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び第4条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

6 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

8 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

附則第 19 項中「の種別割」を削る。

(舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

9 舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(平成 29 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

第 1 条から第 4 条までの規定中「の種別割」を削る。

(舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 前項の規定による改正後の舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 39 号議案

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 35 条の 2 の 2 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。)(」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受け

るものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の3に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)(又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の右に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

第 91 条第 8 項中「き損し」を「毀損し」に、「き損又は」を「毀損又は」に改める。

附則第 3 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 4 条の 3 第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める。

附則第 4 条の 4 中「又は附則第 17 条第 1 項」を「、附則第 16 条の 3 第 1 項又は附則第 17 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改める。

附則第 6 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の右に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 7 条の 2 第 9 項中「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条中第 17 項を第 18 項とし、第 11 項から第 16 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 10 項中「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 7 条の 2 に次の 1 項を加える。

19 法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 14 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲

渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の

所得割の額」と、第 35 条の 2 の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の 4 の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 2 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 3 条の改正規定及び附則第 4 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 63 条の改正規定及び附則第 7 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 35 条の 2 の 2 第 2 項の改正規定並びに附則第 4 条の 4 の改正規定(「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。)、附則第 6 条の 2 の改正規定及び附則第 14 条の 2 の改正規定(同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。)並びに附則第 5 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(4) 附則第 4 条の 4 の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 4 項及び第 6 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の舞鶴市市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例附則第 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定

住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した
場合については、なお従前の例による。

- 4 附則第 1 項第 4 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例附則第 4 条の 4
の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び附則第 6 項において「4
号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について
適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の
例による。
- 5 新条例附則第 14 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第
1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 14 条の 2 第 1 項の土
地等の譲渡について適用する。
- 6 新条例附則第 16 条の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度
分の個人の市民税について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 7 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、
令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正に伴い、固定資産税の免税点を改めるとともに、特定一般用医
薬品等購入費を支払った場合における個人の市民税の医療費控除の特例につい
て、制度の期限を撤廃する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 40 号議案

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 3 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 2 項各号列記以外の部分中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 1 号中「710 円」を「950 円」に改め、同項第 2 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 3 号中「840 円」を「1,120 円」に改め、同項第 4 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 12 条の 2 第 2 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

国家公務員における取扱いに準じ、災害応急作業等手当の額を改めたいので提案する。

第 41 号議案

舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 42 号議案

舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について

舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 85 条の 3 の規定に基づき、舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例(令和 7 年条例第 23 号。以下「保存条例」という。)において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示された舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における法の制限の緩和に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)及び保存条例において使用する用語の例による。

(居室の採光の制限の緩和)

第 3 条 保存地区内の建築物について、増築等(増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をいい、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けていた建築物についてするものに限る。以下同じ。)をする場合において、次の各号のいずれにも該当するもので市長

が許可したものについては、法第 28 条第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 増築等の後における法第 28 条第 1 項の規定に適合しない各居室の床面積が、施行日の前日における当該各居室の床面積以下であるもの

(2) 増築等の後における法第 28 条第 1 項の規定に適合しない居室の採光のための窓その他の開口部のその採光に有効な部分の面積が、施行日の前日における当該面積以上であるもの

(敷地等と道路との関係の制限の緩和)

第 4 条 保存地区内の建築物について、新築(施行日の前日において法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けていた建築物が存していた敷地においてするものに限る。以下同じ。)又は増築等をする場合において、次の各号のいずれにも該当するもので市長が許可したものについては、法第 43 条の規定は、適用しない。

(1) 建築物の敷地に接する部分の道の幅員が、施行日の前日における当該道の幅員を確保されているもの

(2) 隣地境界線(道に接する隣地境界線は、その道の幅の 2 分の 1 だけ外側にあるものとみなす。)から、1 階にあっては 3 メートル以下、2 階以上にあっては 5 メートル以下の距離にある建築物の部分(防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。)の外壁及び軒裏を防火構造とするもの

(道路内の建築制限の緩和)

第 5 条 保存地区内の建築物について、新築又は増築等をする場合において、次の各号のいずれかに該当するもので市長が許可したものについては、法第 44 条第 1 項の規定は適用しない。

(1) 新築をする場合における当該建築物の壁面(建築物の壁又はこれに代わる柱、軒、ひさしその他これらに類するもの及び当該建築物に附属する門又は扉をいう。以下この条において同じ。)の位置が、施行日の前日において当該敷地に存していた建築物の壁面の位置から当該壁面が面する道の側に越えないもの

(2) 増築等をする場合における当該建築物の壁面の位置が、施行日の前日における当該建築物の壁面の位置から当該壁面が面する道の側に越えないもの

(建蔽率の制限の緩和)

第 6 条 保存地区内の建築物について、新築又は増築等をする場合において、次の

各号のいずれかに該当するもので市長が許可したものについては、法第 53 条第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 新築をする場合における当該建築物の建蔽率が、施行日の前日において当該敷地に存していた建築物の建蔽率を超えないもの

(2) 増築等をする場合における当該建築物の建蔽率が、施行日の前日における当該建築物の建蔽率を超えないもの

(建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第 7 条 保存地区内の建築物について、新築又は増築等をする場合において、次の各号のいずれかに該当するもので市長が許可したものについては、法第 56 条第 1 項第 1 号の規定は、適用しない。

(1) 新築をする場合における当該建築物の各部分の高さ(法第 56 条第 1 項第 1 号の規定に適合しない部分に限る。)が、施行日の前日において当該敷地に存していた建築物の当該各部分の高さを超えないもの

(2) 増築等をする場合における当該建築物の各部分の高さ(法第 56 条第 1 項第 1 号の規定に適合しない部分に限る。)が、施行日の前日における当該建築物の当該各部分の高さを超えないもの

(準防火地域内の建築物の制限の緩和)

第 8 条 保存地区内の建築物について、新築又は増築等をする場合において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものに該当するもので市長が許可したものについては、法第 61 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(1) 地階を除く階数が 2 以下で、延べ面積が 500 平方メートル以下の建築物 次のいずれにも該当するもの

ア 外壁及び軒裏について、仕上げを不燃材料又は厚さ 12 ミリメートル以上の木材とし、下地に不燃材料を使用したもの

イ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分((ア)及び(イ)において「開口部」という。)に関して次のいずれかの措置を講じたもの

(ア) 開口部に設ける建具の内側に防火設備を設け、かつ、開口部の建具の枠に防火上の措置を講じたものとする。

(イ) 開口部の建具(枠、棧及び方立を含む。)を不燃材料とし、かつ、ガラスについては、網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するもの

とすること。

(2) 高さ 2 メートルを超える門又は塀(延焼のおそれのある部分に限る。) 次のいずれかに該当するもの

ア 仕上げを不燃材料の上に厚さ 12 ミリメートル以上の木材を貼ったものとしたもの

イ 仕上げを防火構造の認定を受けたもののの上に木材を貼ったものとしたもの(消防用設備等の設置)

第 9 条 第 3 条から前条までの規定により法第 28 条第 1 項、第 43 条、第 44 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 56 条第 1 項第 1 号又は第 61 条第 1 項本文の規定を適用しない建築物(以下「対象建築物」という。)には、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 舞鶴市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)第 3 章の 2 に規定する基準等に従い、同条例第 29 条の 2 第 1 号に規定する住宅用防災警報器又は同条第 2 号に規定する住宅用防災報知設備を設置すること。

(2) 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年自治省令第 27 号)第 1 条の 2 第 2 号に規定する住宅用消火器を、対象建築物の階ごとに、対象建築物の各部分からそれぞれ 1 の消火器に至る歩行距離が 20 メートル以下となるように配置すること。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関し、必要な事項を定めたいので提案する。

第 43 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 五老ヶ岳公園展望タワーの項開館・開場時間の欄を次のように改める。

午前 9 時から午後 5 時まで

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

五老ヶ岳公園展望タワーの利用状況を踏まえ、より効率的な運営を図るため、同施設の開館時間を改めたいので提案する。

第 44 号議案

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 45 号議案

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 46 号議案

舞鶴市立学校条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市立学校条例の一部を改正する条例

舞鶴市立学校条例(昭和 48 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「き損又は滅失した」を「毀損し、又は滅失した」に改める。

別表第 1 舞鶴市立吉原小学校の項を削る。

別表第 2 第 1 項の表吉原小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

舞鶴市学校規模適正化ビジョンに基づき、児童のより良い学びの環境を整えるため、吉原小学校を明倫小学校に統合したいので提案する。

第 47 号議案

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「個人番号カード(」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち、」に、「第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項」を「第 22 条第 7 項(同法第 22 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により同法第 22 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の改正により、在留カードと個人番号カードを一体化した特定在留カード等が交付されることとなったことに伴い、特定在留カード等を利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を行うこととしたいので提案する。

第 48 号議案

京都地方税機構規約の変更について

税制改正に伴う規定の整備を行うため、京都地方税機構規約を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

京都地方税機構規約の一部を変更する規約

京都地方税機構規約(平成 21 年 8 月 5 日総行市第 154 号総務大臣許可)の一部を次のとおり変更する。

第 4 条第 2 号中「並びに軽自動車税の環境性能割」を削り、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に、「第 442 条第 5 号」を「第 442 条第 3 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 5 号」に改め、「自動車税の環境性能割、」及び「の種別割又は軽自動車税の環境性能割」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年 4 月 1 日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和 7 年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割及び令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査、データの作成及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。

提案理由

税制改正に伴う規定の整備を行うに当たり、京都地方税機構の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を得たいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(組織、事務及び規約の変更)

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第 2 項から第 8 項まで 略)

(議会の議決を要する協議)

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。